

市第 106 号議案

横浜市地区センター条例の一部改正

横浜市地区センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年11月28日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市地区センター条例の一部を改正する条例

横浜市地区センター条例（昭和48年6月横浜市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「又は別表第2の2」を「、別表第2の2」に改め、「地域ケアプラザをいう。以下同じ。）の同条例第4条第1項各号に掲げる業務」の次に「又は別表第2の3の左欄に掲げる地区センターの前項各号に掲げる業務及び同欄に掲げる地区センターの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる公会堂（横浜市公会堂条例（昭和28年3月横浜市条例第1号）第1条に規定する公会堂をいう。以下同じ。）の同条例第5条第1項各号に掲げる業務」を加え、同条第6項中「又は横浜市地域ケアプラザ条例第4条第4項」を「、横浜市地域ケアプラザ条例第4条第4項又は横浜市公会堂条例第5条第4項」に、「又は地域ケアプラザ」を「、地域ケアプラザ又は公会堂」に改める。

別表第1の2の表中

「

横浜市戸部コミュニティハウス
----------------

」を

「  
 横浜市浅間コミュニティハウス  
 横浜市戸部コミュニティハウス  
 」に、

「  
 横浜市青葉台コミュニティハウス  
 」を

「  
 横浜市青葉台コミュニティハウス  
 横浜市荏田西コミュニティハウス  
 」に改める。

別表第 2 の 2 の次に次の 1 表を加える。

別表第 2 の 3 (第 5 条第 2 項)

地 区 セ ン タ ー	公 会 堂
横浜市西地区センター	横浜市西公会堂
横浜市戸塚地区センター	横浜市戸塚公会堂

別表第 3 横浜市西区地区センター指定管理者選定委員会の項中「横浜市西区地区センター指定管理者選定委員会」を「横浜市西区地区センター及び横浜市西公会堂指定管理者選定委員会」に改め、「所在する地区センター」の次に「及び横浜市西公会堂」を加え、同表横浜市戸塚区地区センター指定管理者選定委員会の項中「横浜市戸塚区地区センター指定管理者選定委員会」を「横浜市戸塚区地区センター及び横浜市戸塚公会堂指定管理者選定委員会」に改め、「所在する地区センター」の次に「及び横浜市戸塚公会堂」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第5条第2項及び第6項の改正規定並びに別表第2の2の次に1表を加える改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の横浜市地区センター条例の規定に基づく横浜市浅間コミュニティハウス及び横浜市荏田西コミュニティハウスを供用するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。
- 3 附則第1項ただし書に規定する改正規定による改正後の横浜市地区センター条例の規定に基づく横浜市西地区センター及び横浜市戸塚地区センターに係る指定管理者の指定等に関し必要な行為は、当該改正規定の施行前においても行うことができる。

### 提 案 理 由

横浜市西地区センター及び横浜市戸塚地区センターについて、それぞれ同一の建物に設置された公会堂と併せて一の指定管理者に管理を行わせるとともに、横浜市浅間コミュニティハウス及び横浜市荏田西コミュニティハウスを設置するため、横浜市地区センター条例の一部を改正したいので提案する。

**参 考**

横浜市地区センター条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現 行）

（指定管理者の指定等）

第 5 条 （第 1 項省略）

- 2 前項の規定にかかわらず、別表第 2 の左欄に掲げる地区センターの同項各号に掲げる業務及び同欄に掲げる地区センターの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる老人福祉センター（横浜市老人福祉施設条例（昭和 38 年 12 月横浜市条例第 43 号）第 1 条に規定する老人福祉センターをいう。以下同じ。）の同条例第 4 条第 1 項各号に掲げる業務、別表第 2 の 2  
又は別表第 2 の 2の左欄に掲げる地区センターの前項各号に掲げる業務及び同表の右欄に掲げる地域ケアプラザ（横浜市地域ケアプラザ条例（平成 3 年 9 月横浜市条例第 30 号）第 1 条第 1 項に規定する地域ケアプラザをいう。以下同じ。）の同条例第 4 条第 1 項各号に掲げる業務、又は別表第 2 の 3 の左欄に掲げる地区センターの前項各号に掲げる業務及び同欄に掲げる地区センターの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる公会堂（横浜市公会堂条例（昭和 28 年 3 月横浜市条例第 1 号）第 1 条に規定する公会堂をいう。以下同じ。）の同条例第 5 条第 1 項各号に掲げる業務（以下これらの業務を「管理業務」という。）は、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定により、一の指定管理者に行わせるものとする。

（第 3 項から第 5 項まで省略）

- 6 第 2 項の規定により管理業務を一の指定管理者に行わせる場合には、前項の規定にかかわらず、市長は、第 4 項及び横浜市老人

福祉施設条例第4条第4項、横浜市地域ケアプラザ条例第4条第4項又は横浜市公会堂条例第5条第4項の規定により提出された第4項書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、地区センター及び老人福祉センター、地域ケアプラザ又は公会堂又は地域ケアプラザの設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認めたものを指定管理者として指定する。

(第7項及び第8項省略)

別表第1 (第1条第2項、第5条第3項、第9条第1項)

2 コミュニティハウス

名 称	位 置
(省 略)	
<u>横浜市浅間コミュニティハウス</u>	横浜市西区
横浜市戸部コミュニティハウス	
(省 略)	
横浜市青葉台コミュニティハウス	横浜市青葉区
<u>横浜市荏田西コミュニティハウス</u>	
(省 略)	

別表第2の3 (第5条第2項)

地 区 セ ン タ ー	公 会 堂
横浜市西地区センター	横浜市西公会堂
横浜市戸塚地区センター	横浜市戸塚公会堂

別表第3 (第5条第7項、第13条第1項)

名 称	担 任 事 務
(省 略)	
<u>横浜市西区地区センター及び横浜 横浜市西区地区センター指定管理 市西公会堂指定管理者選定委員会 者選定委員会</u>	西区に所在する地区センター及び横浜市西公会堂の指 定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する 事務
(省 略)	
<u>横浜市戸塚区地区センター及び横 横浜市戸塚区地区センター指定管 浜市戸塚公会堂指定管理者選定委 理者選定委員会 員会</u>	戸塚区に所在する地区センター及び横浜市戸塚公会堂 の指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関 する事務
(省 略)	